

家 畜 衛 生 情 報

高病原性鳥インフルエンザウイルス 侵入防止対策の自己チェックをお願いします

毎年 10 月から 5 月は高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生リスクが高まるハイリスクシーズンです。

今シーズンは早くも 9 月 12 日に韓国の養鶏場にて H5N1 型による HPAI の発生が確認されました。

HPAI ウイルスは、冬に渡り鳥が国外から持ち込んでくると考えられています。渡り鳥の営巣地があるロシア、中国で野鳥が HPAI ウイルスを保有していることが確認されており、国内においても厳重な警戒が必要と考えられます。

農場規模の大小に関わらず HPAI のリスクがあり、発生した際にはすべての飼養家さんの殺処分、農場消毒等の防疫措置が飼養目的を問わず実施されます。飼育している鳥を病気から守るための侵入防止対策の徹底をお願いします。

1. 侵入防止対策の自己チェックとは

鶏、あひるなどの家さんを含む、家畜を飼う全ての方は飼養目的に関わらず『飼養衛生管理基準』という、病気の発生・まん延防止のための取組を実施する義務があります。

（家畜伝染病予防法第 12 条の 3）

『飼養衛生管理基準』に定める項目のうち、今回自己チェックしていただく 7 項目は特に重要な内容になります。農林水産省の指示に基づき、ハイリスクシーズン中（10 月から 5 月）は家さんを飼う方全員が月に 1 回自己チェックを実施し、家畜保健衛生所に報告いただく必要があります。

2. 自己チェックの内容

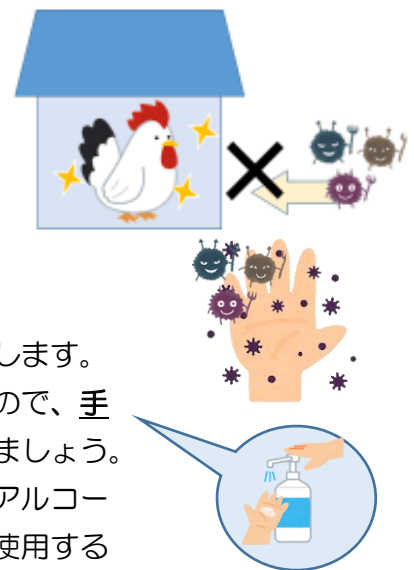
「鶏舎の外にはウイルスがいる」、「鶏舎の中にはウイルスがない」という前提で、鶏舎の中にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

☆ 衛生管理区域（※）、鶏舎に立ち入る人の手指の消毒

ウイルスが鳥に付着し、体に侵入することで鳥が HPAI に感染します。餌やりや採卵の時には、必ず人の手が鳥や飼養器具に接触しますので、手指を介してウイルスが鳥に付着しないよう、手指の消毒を実施しましょう。

消毒薬は一般的にウイルス対策として市販されている消毒薬（アルコール、塩化ベンザルコニウム等）が有効です。鶏舎内専用の手袋を使用することでも代用可能です。

※ 鶏舎等の家さんの飼育に関連する施設があり、消毒等の病気の侵入対策を徹底するエリア（別紙参照）



☆ 衛生管理区域専用の衣服の使用

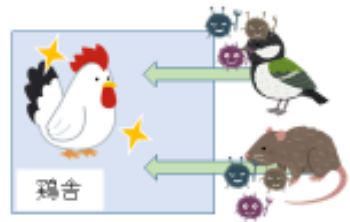
衣服に付着したウイルスを鶏舎内に持ち込まないよう、鳥の世話等をする際は鶏舎備え付けの専用の衣服に着替えましょう。普段着の上からヤッケ等を羽織ることも可能です。

☆ 専用の靴の使用

衛生管理区域、鶏舎には専用の靴を用意し、履き替えましょう。
屋外を歩いた靴の底には土等と混じって、HPAI を含む様々な病原体が付着しています。これを鶏舎に持ち込むのを防ぐために
靴の交換が必要です。



踏み込み消毒槽を置かれている場合もあるかと思いますが、土等と混ざって長靴に付着した病原体を消毒するためには 3 分以上の漬け込みが必要と言われていますので、数秒間の踏み込みだけでは不十分です。



☆ 野生動物の侵入防止対策

野鳥等の野生動物は、HPAI ウイルスに感染している、または体に付着させた状態で鶏舎に侵入してくる可能性があります。次のような対応をお願いします。

- ・鶏舎等に防鳥ネット（網目の大きさが概ね 2cm 以下）を設置する。
- ・鶏舎の屋根や壁面、防鳥ネット破損箇所は修繕する。
- ・殺鼠剤、殺虫剤、粘着シート等を設置する。

農林水産省ホームページ 「小規模な家きん飼養農場における取組事例」より



3. 自己チェックの報告先および報告期限

☆上記の項目について、自身の飼養農場の状況を自己チェックしてください。

11 月以降も家畜衛生情報を送付しますので、10 月から5月まで毎月、点検および報告をお願いします。

☆結果を滋賀県家畜保健衛生所まで別添の方法いずれかで御報告ください。

報告期限 2025年10月6日（月）

☆できていない項目については改善をお願いします。

滋賀県家畜保健衛生所	
（本所） 近江八幡市西本郷町 226-1 TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821	（北西部支所） 高島市今津町弘川 249-1 TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681